九八　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、島根県の原子力発電施設等立地地域を指定した件　一四　六

九九　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、愛媛県の原子力発電施設等立地地域を指定した件　一四　六

一〇〇　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、福岡県の原子力発電施設等立地地域を指定した件　一四　六

一〇一　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、佐賀県の原子力発電施設等立地地域を指定した件　一四　六

一〇二　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、長崎県の原子力発電施設等立地地域を指定した件　一四　六

一〇三　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、鹿児島県の原子力発電施設等立地地域を指定した件　一四　六

一〇四　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示　二八　192　二八

一〇五―アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件　三一　四

○内閣府、厚生労働省

五　障害者福祉システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項　七　178　二九

六　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体　七　178　二九

七　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令附則第三条の規定に基づき、同条の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する障害者福祉システム及び内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める日　七　178　三四

○宮内庁

八　天皇皇后両陛下は愛知県へ行幸啓になる件　二〇　五

○公正取引委員会、消費者庁

五　マーガリン類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　三一　193　一七三

○国家公安委員会

三三　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　五　特36　一

三四　原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件　七　二

三五　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　七　三

三六　普通自転車の型式認定番号を指定した件　七　三

三七　令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について定める件　七　特38　三

三八　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　一九　特43　一

三九　〃　二〇　特44　一

○金融庁

四〇　〃　二八　特47　一

四八　特定社会基盤事業者の名称の変更を公示する件　三　四

四九　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件　三　174　九

五〇　銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件　一〇　二

五一　金融庁組織令第八条第一項第一号イの規定に基づき金融庁長官が定める者を定める件　一三　一

五二　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　二四　188　三

五三　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　二四　188　五